

CCSBT 1 における相互理解に従った国別割当調節の未解決問題の解決法について

第 10 回委員会年次会合 (CCSBT10) に付属する拡大委員会報告書、パラグラフ 55 に従い、2004 年 10 月ニュージーランドが CCSBT11 のために用意した文書。

要約

- 委員会は、1994 年 CCSBT 1 において合意した“相互理解”に記述されている国別割当の調整に関連し解決しなければならない未解決の問題があることを認識した。相互理解には、(i) 委員会はニュージーランドの割当を TAC の中で同等の配分とするように増加させること、(ii) 日本及びオーストラリアの割当を二国間において徐々に同等にしていくこととしている。
- 相互理解のうちの二つの部分は元の 3 つのメンバーの重要な問題に密接に関連することが認識されており、それは 1994 年までの条約交渉でも重要なものであった。相互理解における 2 つの要素は識別可能であり、従って今解決できるかもしれない。相互理解の正確な適用ではなく、相互理解に反映されている配分の原則の検討に移るという CCSBT10 における委員会の決定は重要である。
- ニュージーランドの割当の変更の問題は、ニュージーランドの沿岸国としての利益及び国際法と CCSBT 条約における配分原則という過去の条約上の努力に基づき至急に解決されなければならないものである。日本及びオーストラリアの割当の均等化については、他の視点から検討し、後日メンバーの検討により修正されるかもしれない。
- ニュージーランドの割当は 1994 年以来増加されていない。現在の割当は、責任ある沿岸国の立場、あるいは自国 EEZ 中の漁獲可能量を反映していない。この状況は不公平なものであり、CCSBT 1 における相互理解の中にもはっきり認識されている。
- CCSBT 1 の相互理解の第一の要素 (ニュージーランド部分) に反映された割当原則は CCSBT 条約第 8 条第 4 項に列挙してあり、これらは国連海洋法の関連条文によっても担保されている。
- これらの原則は、以下の方法の一つにより現在の CCSBT の環境において適用すること

ができるかもしれない。

- 1．条約第8条第4項に従いTACを再配分する。
- 2．ニュージーランドの割当をTACではなく、実際の漁獲量に従って増加する。あるいは、
- 3．資源状況に関するもっとも最近の科学委員会の勧告を十分に考慮し、一回限りニュージーランドの割当を増加する。

- ニュージーランドはこの3つの選択肢に対する希望を示していないが、2003年委員会は国別割当に関する未解決問題に関しては2004年10月のCCSBT11までに解決されるべきであると留意している。

2001年4月のみなみまぐろ保存委員会第7回年次会合で採択された拡大委員会及び拡大科学委員会の設立決議に従うと、この文書における“委員会”は拡大委員会も含め読むことができるだろう。